



パートナーズ通信 2018年2月号 Vol.53

◇キャリアアップ助成金が変わります（平成30年4月予定）◇

キャリアアップ助成金について、平成30年4月1日以降の変更点が発表されました。
 （今後変更される可能性もありますので、今後の動きにもご注意ください。）

※平成30年4月1日以降に転換等の取り組みを行った場合に適用になります。



1 正社員化コース（有期契約労働者を正規雇用等に転換する際に助成されるコース）

【拡充】1年度1事業所あたりの支給申請上限人数
 変更前15人 → 変更後 20人へ

【支給要件の追加】

① 賃金増額要件の追加・変更

有期→正規、有期→無期、無期→正規の転換の際、転換前の6か月と転換後の6か月の賃金を比較して、5パーセント以上増額していること
 （基本給に限らず賞与・手当含む賃金総額で判断）

② 雇用期間要件（転換前の雇用期間）の変更

- ・有期→正規
 変更前 6か月以上→変更後 6か月以上3年以下
- ・有期→無期
 変更前 6か月以上4年未満
 →変更後 6か月以上3年以下

2 人材育成コース

→ 変更後 「人材開発支援助成金」に統合

※賃金規定等共通化コース、諸手当制度共通化コースについても、新規で助成額を加算する措置が追加される予定です。

☆4月以降に正社員転換等を行う予定にしていた企業様は、変更後の要件に該当しない場合は、キャリアアップ助成金の支給対象ではなくなります。

特に、雇用期間の要件については、4月以降に無期転換が本格化することから、転換前の雇用期間（有期契約労働者であった期間）が3年以下と短くなりますので、十分ご注意ください。

○キャリアアップ助成金を申請するには、事前にキャリアアップ計画書の提出が必要になります。

○また、キャリアアップ計画書を提出済みの場合も、計画期間（3年～5年）に定めがありますので、期間を過ぎていないかも確認しましょう。

○計画内容に変更がある場合は、変更届を提出する必要があります。内容を今一度確認してみましょう。

◇所得税法の改正による『健康保険被扶養者異動届』の変更点◇

○被保険者の合計所得が1,000万円以下の場合

被保険者の配偶者の収入が103万円未満の場合は、事業主確認のみで証明書の添付を省略できます。103万円以上130万円未満（60歳以上の方、障害者の場合は180万円未満）の場合は、証明書の添付が必要です。

○被保険者の合計所得が1,000万円（給与所得のみの場合は収入金額が1,220万円）を超える場合

被保険者の配偶者を扶養に入れる場合は、必ず収入確認のための証明書の添付が必要になります。
 （証明書は、課税非課税証明書、源泉徴収票、3ヶ月分の給与明細書のコピー等）

※被保険者が税法上の居住者（国内に住所を有する又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する方）である場合の取扱いです。